

岩手県企業局管理規程第5号

企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県企業局長 岩 淵 良 昭

企業局会計規程の一部を改正する規程

企業局会計規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(金銭の範囲)</p> <p>第16条 この規程において「金銭」とは、現金、預金、小切手、<u>郵便為替証書、有価証券その他金銭に代わるべき証書をいう。</u></p> <p>(収入の調定)</p> <p>第23条 管理担当課長、予算経理担当課長、施設総合管理所長は<u>県南施設管理所長は</u>、収入の理由が発生したとき、又は本庁の出納員から納入の通知によらない収入金の収納の状況に係る通知を受けたときは、事案を1件ごとに整理して、調定をしなければならない。</p> <p>(証券による収納)</p> <p>第31条 出納取扱金融機関等は、納入義務者から納入通知書を添付して、<u>次の各号に掲げる証券の呈示</u>を受けたときは、当該証券を収納することができる。この場合において、出納取扱金融機関等は、納入通知書、領収書及び領収済通知書に「証券受領」の印を押し、収納金の一部を証券をもって領収したときは、その証券金額を付記し、第28条の手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>小切手</u> 持参人払式又は局長及び出納取扱金融機関等（以下「局長等」という。）を受取人とする記名式の<u>もの</u>で次のアからエまでに掲げる条件を備えたもの</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>呈示期間内のもの</u>であること。</p> <p>エ [略]</p> <p>(2) <u>郵便振替払出証書及び郵便為替証書</u> 局長等を受取人とする郵便振替払出証書又は郵便為替証書若しくは持参人払式郵便為替証書で次のア及びイに掲げる条件を備えたもの</p> <p>ア <u>証券金額が納付金額を超えないものであること。</u></p> <p>イ <u>有効期間内に支払の請求のできるものであること。</u></p>	<p>(金銭の範囲)</p> <p>第16条 この規程において「金銭」とは、現金、預金、小切手、<u>有価証券その他金銭に代わるべき証書をいう。</u></p> <p>(収入の調定)</p> <p>第23条 管理担当課長、予算経理担当課長、施設総合管理所長又は<u>県南施設管理所長は</u>、収入の理由が発生したとき、又は本庁の出納員から納入の通知によらない収入金の収納の状況に係る通知を受けたときは、事案を1件ごとに整理して、調定をしなければならない。</p> <p>(証券による収納)</p> <p>第31条 出納取扱金融機関等は、納入義務者から納入通知書を添付して、<u>次に掲げる証券の提示</u>を受けたときは、当該証券を収納することができる。この場合において、出納取扱金融機関等は、納入通知書、領収書及び領収済通知書に「証券受領」の印を押し、収納金の一部を証券をもって領収したときは、その証券金額を付記し、第28条の手続をしなければならない。</p> <p>(1) 持参人払式又は局長若しくは出納取扱金融機関等（以下「局長等」という。）を受取人とする記名式の<u>小切手等</u>（<u>地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第21条の3第1項第1号に規定する小切手等をいう。</u>）で次のアからエまでに掲げる条件を備えたもの</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>権利の行使のため定められた期間内に支払のための提示又は支払の請求をすることができるもの</u>であること。</p> <p>エ [略]</p>

<p><u>(3)</u> 無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札で支払期日の到来したもの</p> <p>2 出納取扱金融機関等は、前項第1号に規定する小切手であっても、その支払が確実でないと認める場合は、その受領を拒絶しなければならない。</p> <p>3 出納取扱金融機関等は、前項第3号の国債又は地方債の利札を収納する場合において、当該利札に対する利子支払の際課税されるものであるときは、当該課税額に相当する金額を控除した金額をもって収納金額としなければならない。</p> <p>4 出納取扱金融機関等は、第1項の規定により領収した証券を、遅滞なく、その支払人に呈示し、支払の請求をしなければならない。</p> <p>5 出納取扱金融機関等は、証券を呈示期間内又は有効期間内に呈示して、支払の拒絶があったときは、直ちに、その金額に相当する領収済額を取り消し、その旨を本庁の出納員に通知しなければならない。</p> <p>6・7 [略] (支払の区分)</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2 <u>地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「政令」という。)</u>第21条の10の規定により口座振替の方法による支払のできる金融機関は、出納取扱金融機関及び為替取引、手形交換等により出納取扱金融機関との間において資金決済が可能な金融機関とする。 (直接払の手続)</p> <p>第42条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 出納取扱金融機関は、第1項の小切手の呈示を受けたときは、調査確認し、当該小切手と引換えに現金を交付しなければならない。</p> <p>4 出納取扱金融機関は、前項の調査の結果支払をすることができないと認めるときは、当該小切手を呈示した者にその理由を告げて支払を拒絶しなければならない。この場合において、当該小切手が振出日付から1年を経過したものであるときは、その小切手の余白に呈示年月日及び支払期間経過の旨を記入し、出納取扱金融機関の印を押してこれを呈示した者に返付しなければならない。</p>	<p><u>(2)</u> 無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札のうち、支払期日の到来したもので証券金額が納付金額を超えないもの</p> <p>2 出納取扱金融機関等は、前項第1号に掲げる証券であっても、その支払が確実でないと認める場合は、その受領を拒絶しなければならない。</p> <p>3 出納取扱金融機関等は、第1項第2号の国債又は地方債の利札を収納する場合において、当該利札に対する利子支払の際課税されるものであるときは、当該税額に相当する金額を控除した金額をもって収納金額としなければならない。</p> <p>4 出納取扱金融機関等は、第1項の規定により領収した証券を、遅滞なく、その支払人に提示し、支払の請求をしなければならない。</p> <p>5 出納取扱金融機関等は、前項の規定により証券を提示して、支払の拒絶があったときは、直ちに、その金額に相当する領収済額を取り消し、その旨を本庁の出納員に通知しなければならない。</p> <p>6・7 [略] (支払の区分)</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2 <u>政令第21条の10</u>の規定により口座振替の方法による支払のできる金融機関は、出納取扱金融機関及び為替取引、手形交換等により出納取扱金融機関との間において資金決済が可能な金融機関とする。 (直接払の手続)</p> <p>第42条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 出納取扱金融機関は、第1項の小切手の提示を受けたときは、調査確認し、当該小切手と引換えに現金を交付しなければならない。</p> <p>4 出納取扱金融機関は、前項の調査の結果支払をすることができないと認めるときは、当該小切手を提示した者にその理由を告げて支払を拒絶しなければならない。この場合において、当該小切手が振出日付から1年を経過したものであるときは、その小切手の余白に提示年月日及び支払期間経過の旨を記入し、出納取扱金融機関の印を押してこれを提示した者に返付しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。